六　組合の無限責任組合員及び有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ　投資事業有限責任組合契約に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）
ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
ト　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項の指定をしたときは、組合契約に係る次の各号に掲げる事項を告示するものとする。
一　組合の名称
二　組合の主たる事務所の所在場所
三　無限責任組合員の氏名又は名称
四　前項の指定をした日付

（指定の申請）
第二条　前条第一項の申請を行う無限責任組合員は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した別紙様式による指定申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　組合の登記事項証明書
二　前条第一項第一号に掲げる事項の記載がある組合契約書の写し（当該契約書に同項第二号に掲げる事項が記載されていない場合にあっては、当該事項に適合する旨を表明する書面をも添付しなければならない。）
三　前条第一項第三号に掲げる事項に適合する旨を説明する書面その他の参考となるべき事項に関する書類
四　前条第一項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

（変更等の届出）
第三条　組合の無限責任組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を内閣総理大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
一　指定申請書に記載した第一条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更がある場合
二　前条第二項各号に掲げる書類の記載事項に重要な変更がある場合
三　第一条第一項各号に掲げる基準に適合しない事由が生じた場合
四　組合の解散事由が生じた場合

2　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の届出書が提出されたときは、当該届出に係る変更事項を告示するものとする。

（指定の取消し）
第四条　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一条第一項の指定を取り消すことができる。
一　組合が第一条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　前条第一項第三号及び第四号に該当する旨の届出を受けたとき。

2　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

附　則

（施行期日）
1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この告示の施行の際現に効力を有する組合契約に係る組合にあっては、組合契約書に第一条第一項第一号に掲げる事項が記載されていない場合であっても、当該事項に適合する旨を表明する書面をも添付することにより、第二条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

別紙様式

年　月　日

内閣総理大臣　殿
経済産業大臣　殿

申請者　無限責任組合員の氏名又は名称　印
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

指　定　申　請　書

下記組合の組合契約が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の５の２第２項第３号に規定する特定投資事業有限責任組合契約であることにつき、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の28の３第５項及び第６項に規定する内閣総理大臣及び経済産業大臣の指定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

組合の名称	
組合の主たる事務所の所在場所	
無限責任組合員の氏名又は名称	

（記載上の注意）
1．「組合の名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2．「組合の主たる事務所の所在場所」は、登記簿上の所在場所を記載すること。
3．「無限責任組合員の氏名又は名称」は、登記簿上の氏名又は名称を記載すること（無限責任組合員が複数あるときは、全ての者の氏名又は名称を記載すること。）。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とすること。

以上

○総務省告示第百六十五号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十五年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十五年三月三十日

総務大臣　新藤　義孝

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八三
営業用バスの標準軽油使用量	一三、一九〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一四、三一〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、五四〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、八二〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・○四五○